

最高裁判所第二小法廷

平成27年2月18日

# 上告趣意書

煙石 博

「煙石博さんの無罪を勝ちとる会」

上告趣意書の被害者、また銀行の警備員のプライバシーに  
配慮し、それぞれ A、C の仮名とします。

# 上告趣意書

平成27年2月18日

最高裁判所 第二小法廷 御中

被告人 煙石 博 印

私に対する窃盗被告事件について、上告の趣意は以下のとおりであります。

## I はじめに

私は広島生まれの広島育ちで、地元広島の民間放送RCC中国放送に入社（1969年、S44年）後、60歳の定年（2007年、H19年）まで専門職のアナウンサーとして真面目に38年務めあげました。もちろん、この間、人様のお金を1円たりとも盗ったり、トラブルを起こしたりした事はありません。

ローカルのアナウンサーとして大切な事は、その土地の皆さんからの信用と信頼、そして郷土を愛する心です。そんな思いでいろいろな番組のパーソナリティーとしてアナウンサーの職務に励みました。

定年後は、この長年積み重ねてきた地元の皆さんからの信用と信頼という貴重な財産のお陰で、頼んで来られる講演やコマーシャルを時々して、営業にしていたので、その信用と信頼を失うような事は絶対にできません。

定年後、講演などの仕事を受けた時、先方がポスターやちらしなどを作ったり、司会者が私を紹介したりする時の参考にしていただく為に渡していたプロフィールと在職中の新聞記事等を添付します。（資料1, 2, 3）

また、定年後引き受けた講演などのパンフレットやポスターの一部を添付します。（資料4）

狭い広島です。悪い事をすれば、これまで長い間築き上げてきた信用と信頼、社会的存在、そして人生を失うのみならず、愛する家族をも裏切る事になり、そのような事は絶対にできません。ましてや、今回のような、私も今妻子と暮らしていますが、先祖代々住んできた家のすぐ近くの、町内の顔見知りも出入りする小さな銀行支店内で、66,600円の窃盗をするという事は、万死に値する行為であり、絶対にしません。銀行支店の狭いロビーには、顔見知りのお客さんもいて、銀行内には、10人位の行員さんがこちらを向いて仕事をしており、さらに、防犯カメラがたくさんあるという認識もある中で、66,600円を盗みとり、犯罪証拠となる封筒を元の記帳台に戻すことは常識では考えられません。しかも、その封筒に私の指紋はついていませんでした。

なお広島銀行大河支店については、地元の銀行だから利用してあげようと思い、私の退職金を預けて、投資信託にもおつきあいし、私の講演料やCM料、厚生年金、RCCの退職年金など、全ての入金窓口として使い、普段着でしょっちゅう出入りしていました。（町内会の人も普段着で出入りしている小さな銀行支店です）

店内の見取り図を添付します。（資料5）

## II 警察

### (1) 逮捕について

事件のあった日から半月以上もたった 2012 年 10 月 11 日の朝、突然、刑事 2 人（**T** 刑事と **M** 刑事）が家にやって来たので、何か捜査への協力願いがあるのかと思って、応接に通し、私から名刺を出して二人と名刺交換をしました。ところが、「9 月 25 日に広銀大河支店に行ったか。」と聞かれ、ほかにもいくつか質問されましたが、半月以上前のことで、記憶に残っていることは全くありませんでした。

広銀大河支店には信託などの運用状況をしょっちゅう聞きに行っていましたが、いつ行ったかは全く覚えていませんでした。広銀の通帳を出してみると、9 月 24 日に 500 万円を引き出していました。

**T** 刑事は、「客が忘れた封筒をとって、すぐ近くで金を抜いて、左手で左胸のポケットにねじ込んだ。それが防犯カメラに映っているんだ。」と言ったので、「そんなバカな事を私がするわけではない。失礼な事を言うんじゃない。」と激しく言い続け、「それならその防犯カメラの映像をここに持ってきて見せてくれ。」と何度も要求しましたが、「見せるわけにいかない。」と拒否されました。「それなら、盗っているところをポラロイド写真にして持ってきて見せてほしい。」とも要求しましたが、これも拒否されました。私は全く身に覚えのない事実無根な言いがかりを言う刑事に、はらわたが煮えくりかえる思いで、私が盗るわけではないという事を必死に反論し続けました。

しばらく激しいやり取りをしているうちに、「南署に来い。」と言ったので、怖くなって、「それなりのものを見せないと行かない。」と拒否し続けました。

そのうちもう一人の **M** 刑事が、背負ってきたリュックサックのチャックを開けて、「逮捕状」と手書きしてある大きい茶封筒を見せただけで、それを取り出すこともなく、逮捕状そのものを呈示することはありませんでした。そして **M** 刑事が携帯電話に向かって「11 時 30 分、逮捕する。」と言ったので、気が動転したまま、仕方なくワゴン車に乗せられ、南署に連行されました。

### (2) 取り調べについて

① **T** 刑事は、最初から私がお金を盗ったというストーリーを作っていて、強引に話を進めました。「犯行が防犯カメラに映っているんだ。」と強調して、自白を強要するばかりでした。私は盗っていないという事を声がかかるほど一生懸命訴えましたが、全く聞き入れてくれませんでした。「私が盗ったところが防犯カメラに映っているのなら、その証拠の映像を見せてくれ。」と何度も要求しましたが、「見せるわけにいかない。見せるとウソをつくから…」と拒否され、私はウソをつくもつかないも記憶にないのだから見せて話をすればいい事だと思いましたが、防犯カメラの映像を見せてくれませんでした。

② 何しろ半月以上も前のことなので、銀行内での行動は全く記憶に残っていませんでした。しかもこれは裁判が始まってわかったことですが、事件があったという 9 月 24 日以降、10 月 3 日にも広島銀行大河支店に行って、相談窓口でいつもの行員さんから投資信託「米国 R E I T ファンド A コース」を買っていた記録があり、それを思い出しました。9 月 24 日にお金を盗ったのなら、広島銀行大河支店には、行くことができません。その時の行員さんの対応はいつも通りでした。そういう事実があるという事は私が盗っ

ていないという証明でもあると言えます。

③T 刑事は、自分が作ったストーリー通りに話が進まない、机を叩いて強圧的に迫ったり、威嚇したりしました。弁護士にその事を言うと、次の取り調べから机は叩かなくなりましたが、すごい形相や態度で自白を迫ってきました。とにかく、自分が作ったストーリーに沿うような発言をしなければ調書に書き込んでくれませんでした。

「お前はマスコミが報道したから、みんなお前を窃盗犯だと思っているんだ！ビデオに全部映っているんだ！お前は犯人に間違いない！私は証拠をもっている！」等と脅されたりして恐ろしく思い、不安でいっぱいになりました。また「窃盗犯と認めれば、すぐにここを出られる。人の噂も75日・・・。」と自白を強要されました。

④T 刑事は「左手で左胸のポケットに金をねじこんだ。防犯ビデオに映っているんだ。」と言って逮捕したのに、取り調べでは防犯ビデオの映像をなかなか見せませんでした。取り調べの最後にノートパソコンで防犯ビデオの一部を見せられましたが、お金を盗っているシーンもないし、左手で左胸のポケットにお金をねじこむシーンもありませんでした。一瞬、左胸に左手を当てたシーンを見せられましたが、それは心臓の手術の跡を気にする仕草で、お金や封筒をねじ込む動作ではありませんでした。そう答えたら「ねじ込んだ後だろう。」と一蹴されました。またズボンのポケットに右手を入れたところを見せられましたが、それも封筒や、66,600円のお金を入れる映像ではありませんでした。

⑤10月16日、医療鑑識のポリグラフの検査がありました。昼前に「少し残ったので今度続きをする。」と言って終わりましたが、その後、ありませんでした。午後の取り調べの時、T 刑事は、ポリグラフのことについて全くふれませんでした。医療鑑識の人が、「すべてが終わってから開ける。」と言いましたが、その結果は教えてもらっていません。私は盗っていないのですから、結果には自信がありました。勾留延長の理由の一つに、「ポリグラフ未了のため」と書いてありましたが、その後も検査はありませんでした。ポリグラフ検査の中で、お札が何枚、硬貨が何枚という質問があり、それで封筒に入っていたお金は、66,600円もあったのを初めて知りました。

⑥10月16日午後、9月24日に私が着ていた服をM 刑事とH 刑事が家に取りに行きましたが、この時、家宅捜査令状は呈示しなかったそうです。

妻は、ボケた写真を見せられ、色合いから、当時着ていたシャツ3枚を出し、「多分このポケットのないシャツだと思う。」と言いましたが、H 刑事はポケットのあるシャツだと決めつけ、3枚のシャツを持って帰ったと後で聞きました。

南署の取り調べ中にH 刑事がシャツを持ってきました。T 刑事は私の前にシャツを並べて、「着ていたのはどれか。」と聞きましたが、全く記憶にありませんでした。ただ、そのうちの一着は、人前に着て出られるようなシャツではなかったので、「これではない。」と言うと、H 刑事があと二着のうちポケットのないシャツを除いて、もう一着残ったシャツのポケットを確認し、「これはポケットがついている。」と言

って、真っ白に細い縦縞のあるシャツを手に取り、「このシャツだ。」と勝手に選びました。

※シャツについては、10月30日検察での取り調べの最後に、防犯ビデオの一部を大型のテレビで見せられた時、よくよく見ると「真っ白に細い縦縞のシャツではなく、極めて薄い水色の白っぽいシャツではないか」と気づいて、N副検事に申し出て、「極めて薄い水色の白っぽいシャツは、ポケットのないシャツだからよく鑑定してください。」と言って調書に書いてもらいました。なぜかこの調書は提出されていませんでした。検察は警察のストーリーに合わない調書は提出しないのですか！

私の記憶が無かったのをいい事に、T刑事が作った無茶苦茶なストーリーを強引に認めさせるような警察の執拗な取り調べが続きました。「防犯ビデオに盗っている所が映っている」と何度も言いながら、私にはその映像を見せないで、封筒をとった方向へ話を進め、私の言う事を全部否定して、取り調べとは思えない尋問をし、自白を強要されました。

### Ⅲ 検察

(1) 10月19日、はじめてN副検事と接見した時、私は一生懸命「お金をとっていない。盗るわけではない。」と訴えましたが、N副検事は「初犯だし窃盗としては金額も少ないので刑も軽い。人のうわさも75日。みんなすぐに忘れてくれる。社会復帰もすぐにできるから・・・。」などの理由を並べて、お金を盗っていない私に、「やったかやらんかは別にして、66,600円に色をつけて10万円くらい被害者に払えばすむことだ。」「これも有名税だと思え・・・。」等と予想もしない事を言われ、「そんなバカな」と思い啞然としましたが、とにかく防犯カメラの映像を見せることなく示談を勧めてきました。また「お金を払ってとり下げる道を選ばないと有罪になる。日にちがかかり、99%有罪になる。」と恐ろしい事を言われ、執拗に示談を勧められました。

N副検事は、弁護士にも「防犯ビデオにお金を盗ったところが映っている。示談をした方がよい。」と示談の話をもちかけ、その話を聞いた家族は「そんなバカな。信じられない。」と思ったようです。

(2) 私は盗っていないのにどうして示談をしないといけないのか納得できなかったのと、一週間、留置場にいたので頭が朦朧として思考能力がなくなっていましたので、「私にはビデオを見せられないのかもしれないが、家族には証拠のビデオを見せて説明してほしい。」と家族との接見をN副検事にお願いしました。すぐに面談が決まりました。

以下は妻から聞いた要約です。

10月23日 N副検事は一緒に行った息子を別室に行かせ、妻に防犯ビデオの映像を見せることなく、「私はついさっきまでビデオを何回も見た。煙石さんは記帳台で封筒を取り、どこを通ったかよくわから

ないが、ATMに行く途中で、封筒からお金を抜き取って、お札を胸のポケットに入れ、硬貨をズボンのポケットに入れた。そして封筒を元の記帳台にもどした。」（※お札と硬貨を入れた所が逆だったか・・・妻も息子もよく覚えていないそうです）と身振り手振りで話をしました。妻は気が動転して「別室にいる息子にも説明してください。」とお願いし、息子と一緒にもう一度説明をしてもらったそうです。

二人とも、「まさかそんな事をするわけではない」と思いながら、N副検事が自信たっぷりに言うのだから、「やっぱり盗ったのかなあ」と思ったそうです。

私はお金を盗っていないのだから、どうしても示談に応じることはできませんでした。留置場の厳しい生活が一週間も続き、辛かったので示談をして早く楽になりたいし・・・どうしたものかと迷いましたが、絶対お金を盗っていないし、これほど顔に泥を塗られて、プライドを傷つけられていることに怒りも感じていました。どうしても示談に応じることができませんでした。示談に応じなかったので起訴されました。この間、28日間勾留されました。

保釈後、防犯カメラの映像を見ても、私がお金を盗っている場面はありませんでした。

## IV 一審 地方裁判所

### (1) 第3回公判 (2013.1.18)

逮捕しに来た日に T 刑事が「左手で左胸のポケットにお金をねじ込んだ」と何度も言っているのを M 刑事はそばで聞いていたのに、裁判になると M 刑事は「封筒をズボンのポケットに収めた」とだけ証言して、その後どうしたかのか全く言いませんでした。

ズボンに収めた後、封筒をいつどこで取り出して、お金だけをどこに収めたか説明する必要があるのに全く説明がありませんでした。

T 刑事が全ての取り調べをしたのだから、証言に来るべきだと思うのですが、納得できません。

### (2) 第8回公判 (2013.5.9)

#### ① 衝立を立てて

当日の朝、弁護士から、被害者の申し出により、傍聴席から顔が見えないように衝立を立てると聞きました。すぐに当方から衝立をはずすよう申し入れましたが、却下されました。当日、傍聴席と完全に遮蔽された異様な法廷となり、傍聴者からもクレームがでました。

A 子の証言では、「事件が報道されたあと、ネット上にも誹謗中傷が殺到して、怖くて人様の前に顔を出せない」というような事を述べていましたが、マスコミ報道にも A 子の名前は全く出ておらず、だれも知るところではありません。むしろ、私の方が、社会的存在も人権も名誉も失墜しており、多くの人が知るところとなって、私に対する様々な内容がネットにも書き込まれ、私は人前に出られない状況になっておりました。私はこれまでの社会的立場から被害者に危害を加えたりするようなことはしません。

傍聴席からは見えませんでした。裁判官と検事と、私と私の弁護士二人だけは証言台の二人を見る事ができました。

## ②A子と母親の証言

お金が封筒に入っていたのをどう確認したかの質問に、A子は取り上げた封筒を目の前の真正面に水平に持ち上げる所作をして、「片手で右と左から押して、ぱかっと広げて確かめた。」と言いましたが、次に行われた母親の証言は、「少し離れたところで、娘が封筒を膝の上に立てて載せて、上からのぞいて確認していたのを見た。」と、二人の証言が全く違っていました。

そもそも、経理の担当がお金を取り出して数えることもなく、封筒を覗いて目視で確認して銀行に行くことはありません。しかも税金の振込用紙2枚も、ちゃんと取り出して確認をする必要があるのに、一瞬覗いただけでは確認したことにはなりません。

不自然な事はこれだけではありません。

A子はオドオドする事もなく、半年も前の事を異常なほどよく覚えており、細かい事もテキパキと答えましたが、肝心なことについては、曖昧な答えで、大変不信感をもちました。しかも半年以上も前の事を細かく覚えていて答える人が、市県民税の現金の入っている？という封筒を忘れるというのも不可思議で、信じられません。

私の場合は、初めての事で、証言する時には大変緊張して発言がスムーズにできない所があったように思いました。

傍聴した人から「被害者があまりに場慣れしすぎていることも大変不自然だ。」という声もありました。

## (3) 第12回公判(2013.9.13)シャツについて

当日着ていたのは、押収されている3着のシャツのうち、ポケットのないシャツ(極めて薄い水色の白っぽいシャツ)だと主張して、そのシャツを法廷に出してもらいました。

検察官も裁判官もシャツの前と後ろを見て「このシャツには、ポケットがないじゃないか・・・。」という何か怪訝そうな表情で見ただけで、特に発言もなく終わりました。

しかし、判決文 P.6L2 では「被告人の着ていた半袖シャツは、左胸にポケットのある白色ストライプ柄のもののみで映像との齟齬はない。」としているので、大変、納得できません。

## (4) 防犯カメラについて

警察のI巡査が「銀行のロビーには7個の防犯カメラがある」と証言しましたが、まだ開示していないカメラ映像があるのではないかと思います。

ATMの後方から映す防犯カメラがあるというのは確かです。それだけでは手元がはっきりせず、ATMには作業する人物を撮影する内蔵カメラがあると思いましたが。そこで、弁護士を通じてATMの内蔵カメラの有無を問い合わせてもらいましたが、「内蔵カメラはない」という回答でした。本当にないのか、あるのに「ない」と言っているのか疑問です。

と言いますのも、ATMの一区画は、昼は店内のロビーの一角にあります。閉店後はその部分だけシ

ャッターが下りて、無人になり、キャッシュサービスが行われます。一般常識的に防犯カメラの死角があるとは思えないし、安全管理上からもあってはいけない事です。

私は、かように認識される場所でも 66,600 円ものお金を抜き取る事はできません。

#### (5) 判決について

判決では、私がお金を盗ったという証拠を何ひとつ示すことなく、「被告人が本件封筒を窃取した事実が強く推認される。」として、はっきりした証拠を示さず、推認のみで有罪にされました。

しかしながら、大きな広い銀行ではありません。小さなローカル銀行支店のわずか数メートルの狭いロビーは、多くの行員の目や、お客さんの目が届く範囲の中であり、お金を窃取することは物理的に無理です。また、封筒から 66,600 円だけ抜こうとすれば、まず、封筒を覗きこんでお金があるのを確認し、次に税金の振込用紙と現金のお札とコインを識別する事が必要となり、さらに、振込用紙とお金を区別して抜く作業が生じますが、防犯カメラの映像を見ても、私の行動や所作には、そういう場面は全くありません。

そもそも、お金だけ盗って、三つ折りの振込用紙 2 枚（切り取り線に沿ってのみ折られている三つ折りの振込用紙）だけ残した封筒を戻したりすると、封筒に指紋が付く可能性があります。また、落とし主や金額がわかって、すぐに連絡がつき、本人がやってきます。よってお金をとった後、税金の振込用紙が入った封筒を、記帳台に戻すという行動は、誰が考えてもおかしいし、絶対にありえません。

弁護士事務所で防犯カメラの映像を何度見ても、私が封筒からお金をぬいたりするシーンは、全くありませんでした。

①判決文 P 5 L 4 「本件記帳台の上面にふれた人物は、被告人のみである。」として犯人だと推認されたことについて、記帳台の上面に触れたのは防犯カメラの映像を見て確認できましたが、封筒もお金も盗っている映像は全くありません。記帳台のどこかに触れるだけで犯人と推認するのは合理性に欠け、全く非科学的です。

②判決文 P 5 L 1 4 「被告人が右手を置いていた位置は、従業員 C さんが本件封筒を発見した位置とほぼ同じであることがそれぞれ認められる」としていますが、私が通帳と払い出し用紙をカウンター窓口の行員に全部渡した時、手に何も持っていない映像があります。そのまま、すぐ近くの相談窓口を覗いたら、いつもの行員が接客中だったので、そばのラックの本をぺらぺらとめくって、その後すぐそばの記帳台の横に立ち、左上方にある為替相場や、日経平均株価などが出る電光ニュースに目をやり、記帳台の方を見ることなく記帳台の 11 時あたりに手を載せて立っていました。封筒を発見した従業員 C さんが封筒をとりあげた位置は、記帳台の 9 時あたりで、だれが見ても 2 人の手の位置が違います。また記帳台に手を載せた時、手が映っていますが封筒らしきものも映っていません。

つまり、封筒を元に戻したという説は成り立ちません。しかも、私は近所の顔見知りのおばさんと会釈



を交わしていましたし、その後、帰るまでに 500 万円の払い出しをしばらく待って、封筒があったという記帳台のすぐそばの長いすで、来店した町内会の同級生の女性と長々、話もしています。お金をとって封筒を戻したのであれば、封筒を置き忘れた人が、いつ戻ってくるかわからないのに、そこに長くいられる訳がありません。

③判決文P6 L7「ATM機を操作している場面の被告人の動作も死角となっている。」としています。私がATMに向かって立っているのを、背後から映している映像があり、カメラの角度により一時的に手元が隠れ、手指が見えない部分があっても、その動きは、お金を盗っている動きではありません。

私には、防犯カメラがどこにあるかは判りません。銀行内に防犯カメラが設置されていることは、承知していますが、どこに、どのように設置されているかは・・判りません。また、知る必要もありません。防犯カメラに死角があるということも知りません。

④判決文P6 L16「被告人が本件封筒を取ってから戻すまでの間、特に、本件封筒を取ってからロビーの窓口に至るまでの間、本件封筒から在中物を抜き取り、これらをポケット等に隠す機会があったことが認められる。」としています。三つ折りの振り込み用紙2枚を識別して、それだけを残し、お札12枚、硬貨2枚ものお金を、いつ、どこで、どのようにして、ぬきとり、どこに入れたのか全く明らかにされていません。

⑤判決文P6 L18「本件封筒の発見時についていた折り目に関し、これがA子が置き忘れた時点についていなかったものだとしても、被告人にこの折り目をつける機会も十分にあったといえる」としていますが、検察が示した証拠には、封筒の底辺に対して平行な二本の折り目がきれいについており、中に入っていた振込用紙には、封筒の折り目にそった折り目はついていませんでした。封筒からお金と振込用紙書をいったん取り出し、空封筒に折り目をつけたということになりますが、防犯カメラの映像は1秒に1枚です。1秒の間にそんなことはできません。手品師でもできないと言っています。しかも、はっきりした折り目がついているので、歩きながら両手でも、そんな折り目はつけられません。さらに振込用紙を戻すとすれば、封筒にも振込用紙にも、指紋がたくさん残ると思われまます。封筒には私の指紋はついていませんでした。

⑥判決文P6 L21「防犯カメラの映像を精査しても、上記の推認を妨げる証拠は見当たらない」としていますが、防犯カメラ映像を見ても、盗っている様子は見当たらないので、弁護人が「防犯カメラの映像を鮮明化して欲しい」と強く求めたのに、検事は「技術的に無理」、裁判官は「必要と認めない」として却下されました。

しかし、高裁では鑑定人によって画像を解析する事ができたのですから、地裁の検事が「技術的に無理」と言ったのは虚偽でした。それを真に受けて、裁判官が「必要と認めない」といった事も、絶対に納得ができません。

なお地裁では2012年3月29日に傍聴者と一緒に、防犯カメラの映像を見ましたが、封筒やお金を

盗っている場面はありませんでした。

それでも強引に何が何でもお金を盗ったというのであれば、何らかの映像解析手法を講じて、はっきりさせる事が出来るはずです。

## V 二審 高等裁判所

(1) 高裁では、防犯カメラの映像を、画像解析を専門にしている民間の鑑定会社に、私的に鑑定依頼しました。専門的に分析・精査した結果、被害者と称する女性の手指の動きと、私の手指の動きに交わったところが全くないので、私が封筒にさわっていないという事が立証され、証拠として採用されました。

しかし、判決では、石橋鑑定は採用できないとされました。この鑑定会社は、東京に本社があるしっかりした会社で、これまで警察や検察や裁判所からたくさんの鑑定を依頼されて、実績のある信用のおける会社です。

石橋鑑定人の証言の一部が信用できないという理由で、「私が封筒にさわっていない」という鑑定を無視し、全ての鑑定が採用できないというのは納得できません。

### (2) 白い物体（白色様の物体）について

石橋鑑定のCD-Rを大きく映し出すと、私が9:20:42に、記帳台の12時あたりに立った時、ショルダーバックから、何か用紙のようなものと通帳のようなものを取り出したあと「あれっ？」というような感じで、9:20:56に、記帳台の上の用紙立てに目をやって、9:20:57に、用紙立ての用紙に手を伸ばす状況が映っています。その後、その用紙に記入しているようです。

これについて思うことは、いつもは国民健康保険と当時の介護保険を月々振り込んでいたので、家にあった「税金・諸料金等払込依頼書兼専用払戻請求書」に間違えて、店番・口座番号・電話番号・名前・金額などを記入したものを持って行ったのではないかと思います。印鑑を押そうと思ってよく見ると、受取金の希望金種内訳の記入欄がないのに気付いて「これは用紙が違っていた」と思って、それを右側に置き、用紙立てから改めて「払戻請求書」を手にとって記入し直したのだと思います。記帳台から立ち去りかけて、家で間違えて書いてきた最初の用紙を置き忘れていた事に気づき、手を伸ばして回収したのだと思います。

裁判の時には、うろ覚えで記憶になかったのですが、石橋鑑定のCD-Rを大きく映し出して見て、そう思いました。

※間違った用紙には「税金・諸料金等払込依頼書兼専用払戻請求書（兼手数料受入票）（兼取引記録）」と書かれており、払戻の用紙には「お引出し（払戻請求書）兼入金申込書」と書かれ、ナンバーはどちらも2020と書かれていて、どちらも朱色の線で枠などが書かれていて、とても間違いやすいものでした。白い物体は、家で記入してきた用紙で、封筒ではありません。銀行の用紙を添付します。（資料6）

(3) 判決文 P 1 3 L 1 4

「この間、被告人は、発券機で番号票を取った後、その発券機の前で十数秒間立ち止まり、周囲の様子をうかがった上で、右手をズボンのポケットに入れるような仕草や左手に持った物を右手の方に傾けるような仕草をするなどし、ATMコーナーに向かって歩きながら、左手に持っていた物を右手に持ち替えた上で、9時22分36秒頃、左手につかんだ何らかの物体を着ていた半袖シャツの左胸付近に接触させた。」この文を読んでもお金をどうしたのか全く分かりません。

(4) 判決文 P 1 7 L 4

「所論は・・・本件封筒を本件記帳台に戻した事実は十分推認できるのである」としていますが、画像の荒い防犯カメラの映像を見ても、私が封筒を戻したと言われる場面は、ただ手を置いただけであって、封筒らしき物も映っていません。勿論、その時間の映像に全く死角はありません。

また、銀行従業員 C さんが封筒を取り上げた位置は9時、私が手を置いたのが11時あたりで、全く位置がちがいます。だから本件封筒を本件記帳台に戻した事実もありません。

判決は、大変無理のある非科学的で、合理的でないものであり、絶対納得できません。

高裁の判決は、「一審の判決に誤りは無い、鑑定は信用できない」として控訴棄却されました。さらに「お金を抜き取る時間があった」とも言われましたが、防犯カメラの映像を見ても、そんな時間はありません。

なお、その日の記憶では、ATMに通帳を通して見たものの、特に新しい記帳はなかったもので、すぐ通帳が戻ってきたように思います。

納得できないことばかりです。以下の点は絶対に納得できません！

- ・封筒の中に現金が入っていたという、被害者の供述を鵜呑みにしていること。
- ・防犯カメラの死角でお金をとったというが、その死角がどこにあるか特定していないこと。
- ・お金をとったというが、いつ、どこでどのようにとったか特定していないこと。
- ・12枚のお札と、500円玉と100円玉の2枚の硬貨を、どこにどうやっておさめたか、全く説明していないこと。
- ・被害者と被告人の手指の移動範囲が交差してないという鑑定に関して、全く触れていないこと。
- ・画像が不鮮明と主張しつつ、石橋氏の証人尋問で、Cさんが封筒を取り上げる場所を検事が「9時ですよね」と言って特定できていること。
- ・封筒を戻したとする位置を記帳台上のどこであるか示しておらず、その位置は勿論、どうやって封筒を戻したかについても明言していないこと。

地裁の裁判官が予想だにできなかった有罪判決を告げた瞬間、私の無罪を信じて傍聴に来て頂いたみなさんから「ええっ！！」という驚きと不信の声が唱和するようにあがりました。

更に高裁の裁判官は、地裁の誤りを正す事なく、それを幫助する不当な判決で、裁判終了後、傍聴者全員から怒りの声が上がりました。

## VI 終わりに

私はお金を盗っていません。この事は私が一番よく知っています。

証拠は、はっきりしない防犯ビデオの映像ですが、よく見ればとっていない事がわかります。

更に、高裁で鑑定人が提出したCD-Rを見ると、A子と私の手指の動きが一切交っていません。

これは証拠採用されましたが、判決では無視されました。

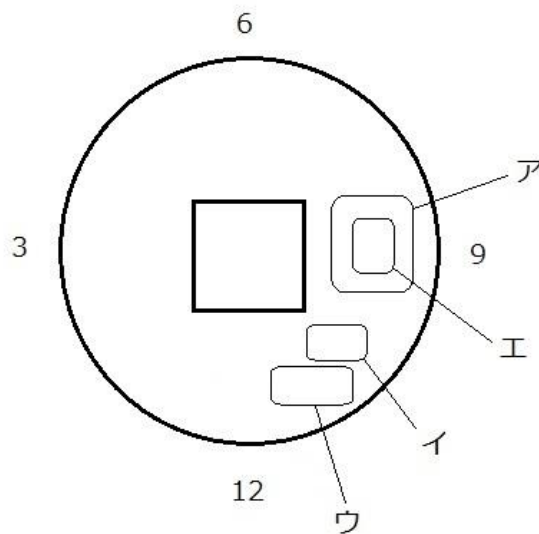
**映像をよく見てください！**

ア：A子が封筒を置いた位置

イ：私が白い物体（書き間違えた「払い戻し請求書」）に手を伸ばした位置

ウ：私が窓口から帰って来て記帳台に手を置いた位置（検察側も明確にしていません）

エ：Cさんが封筒を取り上げた位置



**私は封筒にすら触っていません。無実です！**

私はこの2年間、私の人権も社会的存在も、人生の貴重な時間とお金も失い、多くの皆様にご迷惑をおかけし、顔に泥を塗られたまま、大きな犠牲を強いられています。私のみならず、家族も地獄の苦しみを強いられてきました。

**私はお金を盗っていません！無実です！**

私は今、警察・検察・地方裁判所・高等裁判所に対して、大きな不信感と、激しい憤りを感じております。地裁・高裁の裁きは、私が今までイメージしたものではなく、非科学的で論理矛盾だらけの合理性のないものであった事に、驚きと失望を感じました。

最高裁においては、それを払拭して下さるよう、真実と公明正大なる裁きをお願い致します。

以上

## 添付書類

- 資料1 煙石博のプロフィール
- 資料2 アサヒグラクの記事
- 資料3 中国新聞の記事
- 資料4 県立広島大学講演パンフレット
- 資料5 広島銀行大河支店の見取り図
- 資料6 「税金・諸料金等払込依頼書兼専用払戻請求書(兼手数料受入票)(兼取引記録)」  
「お引出し(払戻請求書)兼入金申込書」